

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するというケアプラザの目的を遂行するべく、担当エリアである本郷中央地区および上郷西地区において次のような取組みを行っています。

・地域包括ケアシステムの推進については、認知症高齢者の支援に大きく焦点が当たっていますが、デイサービスの休業日を利用して、当事者、家族、地域ボランティアが集う認知症カフェを月に1回開催しています。また、若年性認知症（65歳以前発症）の集いも他のケアプラザと協力しながら開催しています。他の課題としては、フレイル予防に力を入れています。本郷中央地区エリアにある空き家を活用して、地域の活動者と共に「花かごプロジェクト」を発足させ、活動を開始しました。近隣の自治会にも協力を仰ぎ、定期的な体力測定会、カフェを活用しての栄養に関する情報提供、交流のための居場所づくりなどを行い、フレイル予防の重要な要素である、「運動・栄養・社会参加」を浸透させていきます。

・子ども支援については、ケアプラザの多目的ホールを開放した桂台げんき食堂（いわゆるこども食堂）の開催、地域活動ホームとの合築を活かしたおもちゃ文庫の活用の実践として、子育て支援者を配置して、子育てに不安のある母親のフォローやこども、母親同士の交流などを促進しています。

・障害者支援については、担当エリアの課題として、いわゆる8050問題が顕在化してきています。特に何らかの障害のある方が親を介護する立場になった場合や、その親が亡くなった後の生活に課題が生じることがあります。小さな取組みではありますが、精神に障害のある方のグループを立ち上げ、側面的な支援の取組みを始めています。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

関係団体との連携について、最も大きい役割を果たしているのは、栄区地域福祉保健計画・地区別計画の推進です。現在は、第3期計画を推進していますが、担当エリアの2地区において、それぞれ、時間をかけて作成した地区別計画を具体的な取組みにすべく活動しています。その活動を行う過程において、地域との連携が強固になっていくことを感じます。本郷中央地区においては、協働福祉講座の開催であり、上郷西地区においては、世代間交流サロンぬくもりの開催が代表的な活動になります。令和元年度は、認知症をテーマにした2地区合同の協働福祉講座も行い、ますま

す連携が深まっています。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

担当地域…連合町内会および各自治会、地区社協各団体、ボランティアグループ、商業施設、商店、学校、医療、福祉施設等と会議、研修会、地域活動等の場面で関わることによって連携を深め、課題解決に向けた活動によってネットワークが構築されています。

栄区役所…横浜市域および栄区域の課題について、適宜情報提供および指導をしていただいています。また、具体的な実践活動においても常に助言および適切な指導をしていただいています。

栄区社協…横浜市域および栄区域で課題になっている情報について、適宜情報提供および指導をしていただいています。特に地域活動交流事業および生活体制整備支援事業においては、常に助言をいただいています。

他の地域ケアプラザとの連携…ケアプラザ所長会、コーディネーター連絡会、地域包括支援センター連絡会、生活体制整備推進会議などの同職種による横のつながりに加え、栄区6ケアプラザ共催事象（若年性認知症の集い、シニアボランティアポイント研修会）や栄区社協専門機関部会等を通じて良好な連携を保っています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

桂台地域ケアプラザは、在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設である障害者地域活動ホーム径との合築です。日常から、障害・高齢などの分野の区別なく世代も超えてつながりあっています。一例を挙げれば、径のメンバーが、高齢者デイサービスにパンの出前販売を行ったり、趣味講座に径のメンバーと来館者が一緒に参加したり、世代間交流サロンに地域住民と径のメンバーが共に出店したりなどです。また、ケアプラザでは、原則として地域包括支援センターをインテーク機関としておりますが、障害者に関する相談については、迅速に径の相談室につなげるなどの連携を図っています。建物設備の修繕や福祉避難所などの防災関係は合同で行っています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

法人の理念

「ひとり一人を大事にし 障害のある人も高齢者も 誰もが健康で平和に暮らせる真の豊かさを持つ社会づくりを目指す」

平成 31 年度の基本方針

平成 30 年度は、障害福祉、介護保険、医療保険三分野同時の報酬改定という節目の年であった。障害分野は、平成 31 年度からの横浜市単補助の改定案が検討され、方向性が示されるごとに、市担当者への意見具申に努めることとなった。社会全体に、少子高齢化、人口減少、介護の担い手不足等の影響が色濃く現れる一方、福祉施策は、地域移行、地域共生、地域包括ケアと打ち出されるばかりで、その実践は、地域に任されていると感じざるを得ない。誰もが住み慣れた地域で支え合っ
て生き続けることは、訪問の家が長年掲げてきた理念に他ならない。しかし、その理念を貫き通すために越えなければいけない課題は、年々大きくなっていると痛感する。

平成 31 年度は、法人としての基本理念・基本方針を各事業所、各実践現場で再認識したいと考える。昨今、施策制度、報酬の仕組み等が非常に複雑、煩雑となり、形式順守が求められていると感じる。このような中で、一人一人に向き合い、支援する人・される人という関係を超え、互いの距離を縮め関係性を築いていくという、朋開所以来、訪問の家が大切にしてきたことを、何としても守っていかなければならない。措置制度からの変革以来、事業実施者として順守すべきことや、支援の提供の検討、実施、評価等の仕組みが示され、その形式を実行することが求められ、スタッフの業務は圧倒的に複雑化、増大化している。一方、国が示す「働き方改革」に伴う種々ルール
の改正は、重要なことであると認識しつつも、人対人の関係を前提とする私たちの仕事を遂行する上では、バランスをとることの困難さも招いている。しかし、このような困難な状況にあっても、一人ひとりの思いを受け止め、応えていくという基本理念を揺るがすことなく突き進んでいかなければならないと考える。それが、「誰もが暮らしやすい社会」をめざす“福祉”の本来の姿であり、そこに立脚し続けることこそ、訪問の家の存在意義といえる。

具体的な重点課題の第一は、グループホームの体制整備、強化により、障害のある人の地域での生活の実現及び安定化を図ることである。グループホームの数としては、栄地区 8 ヲ所、磯子地区 3 ヲ所、旭地区 2 ヲ所と増えてきた。個所数が増えることで、管理的な傾向に陥ることは、あってはならない。そもそも、たとえ言語的に自身の意向を明確に示すことが難しくとも、本人の身近にいてケアに携わる人が、気持ち、意向を汲み取り、共有することでその人の生活がつけられていくことを、私たちはめざしてきた。人員確保の困難さや、生活する人の高齢化や体調の変化等に直面する今こそ、一人ひとりが望む、あるいは望んでいるであろう生活を共に実現するという原点を再確認し、安定化を実現させていく一年としたい。

重点課題の第二は、共生社会の実現をめざし、地域の方々と協働する、より具体的な取り組みを、事業所ごとに実施していくことである。「我が事・丸ごと～地域共生社会の実現～」は、数年前に国から示されたスローガンである。しかし、その具体的な取り組みやめざす姿もまた、それぞれに任されていると感じる。私たちは、訪問の家創設以来行ってきた地域の方々との関係づくり、共に生きるという実践を、さらに強く豊かなものへと積み重ね、“本当の共生社会に向かう実践”として、内外に示していきたいと考える。

平成 31 年は、新しい時代の幕開けとなる。社会では、痛ましい事件ややるせない出来事が頻繁に起こり、人々の心がすさんでいるように感じられてならない。そんな中、もっとも重い障害のある一人ひとりの声を聞き、その人を中心に取り巻く人の輪をひろげることを、33 年間変わることなく続けていることは奇跡的なこととも思える。法人職員は、そのことに誇りを持ち、新たな時代も明

るく突き進んでいきたいと考える。

事業実績

<第二種社会福祉事業>

- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・地域活動支援センターの経営
- ・相談支援事業の経営
- ・移動支援事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人介護支援センターの経営
- ・障害児通所支援事業の経営

<公益事業>

- ・診療所事業
- ・地域生活支援事業
- ・居宅介護支援事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- ・基幹相談支援センター事業
- ・喀痰吸引等登録研修機関として介護職員等を対象とした研修の事業

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算管理：現実的な内容で予算編成をしていますが経営環境の変化で修正が必要となることも少なくありません。その為、予算の執行状況確認及び決算見通しの目的で年1回（11月）、内容を再検討し必要箇所の見直しを行う事としています。

法人税等への対応（滞納の有無）：法人税については税務署の指導によりH21年度から収益事業について申告を行っていますが納税額はゼロです。消費税はH16年度から申告を行い納税しています。申告は会計事務所に委託し、毎年、納付期限前に納付を完了しています。

財政状況の健全性：良好な財政状況です。設備資金の借入金は（R元年3月末現在）約2,500万円ありますが、施設建設時に横浜市社会福祉協議会から借入したものであり、償還財源の半額は元金償還補助金であります。運転資金の借入金はありません。

財政管理体制の強化：平成29年度から会計監査人を設置し、当法人の会計業務に関する監査及び内部統制の運用評価等を行なっています。平成29年度決算、平成30年度決算は「無限定適正意見」が付さ

れています。

安定した経営ができる基盤： 財政状況は良好であり、後援会等強固な組織による支援（支援者等からの寄附金収入が毎年度約1千万円）もあります。また、福祉制度の改革により収支面でプラスになる事業とマイナスになる事業が生じていますが、当法人の場合、多岐に亘る福祉事業を行っている為、部門間の協力により、福祉制度改革にもうまく対応することが出来ています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長および職員の確保、配置については、福祉に関する人材難の状況が背景にあることを踏まえて、次の通り考えています。

- ・所長については、2007年から同職に就いている職員が継続して行う予定です。
- ・職員の一体感を醸成するため、地域支援に関する目標を共有し事業間の連携を深めるよう努めています。また、個人の目標管理制度を定め、上司との面談を年3回行っており、資格取得について奨励しています。これらの働きかけによって、何らかの理由によって欠員が生じた場合においても、資格が必要な職種については、異動等で補えるように備えています。さらに、社会福祉士、介護福祉士、看護師等の実習生の受け入れを積極的に行うことによって人材確保に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成及び研修計画については、次のとおり行っています。

共通(全員)…目標管理制度の実施(年3回…計画、中間振り返り、年度の振り返り)

個人情報漏洩防止研修、感染症予防研修、法人倫理研修、職員全体研修等(各年1~2回)

居宅介護支援、通所介護事業…介護保険制度に義務付けられている研修の実施(年間12回程度)

地域活動交流および生活支援コーディネーター…コーディネーター研修(年間6回程度)

地域包括支援センター…行政および社会福祉協議会等の企画した研修(年12回程度参加)

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検等)計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設の長寿命化および設備等の安全確保の観点から、次のような取り組みを行っています。

- ・地域活動ホーム径と合同の建物・設備管理委員会(月1回・管理者含む委員5名)を設置し、施設・設備の維持保全計画および修繕計画を立案し進めています。
- ・建物設備については業者の定期的な点検に加え、修繕担当者による自主点検を行い、故障や破損等の早期発見に努めています。また、職員全員が小エリアを分担し、不良箇所の早期発見に努めています。

- ・エレベーター・自動扉・給湯、冷暖房設備、電気設備等については保守点検契約を結ぶだけでなく、定時(21時)の館内見回りの際、各設備を目視確認しており、事業に支障が起きないように、故障が起きた箇所は速やかに修繕を行っています。
- ・清掃業務、廃棄物処理については業務委託し、清潔な施設環境を維持することに努めています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

- 事件事故防止体制については、以下の取り組みを行っています。
- ・法人全事業所が参加するセーフティマネジメント委員会を設け、ヒヤリ・ハット等のインシデントレポートの提出を義務付けています。また、提出されたヒヤリ・ハットの原因分析を行い、セーフティマネジメント委員会から事故予防のための提案を行っています。
 - ・事業所としては、事例を踏まえた研修(通所介護事業)を行い事故防止に努めています。
 - ・セキュリティに関しては、業者と契約を結び、閉館以降の防犯対策を行っています。
 - ・事件事故時における緊急時の連絡体制(行政機関含む)を作成し、使用しています。

(3) 災害に対する取り組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法(職員の参集方法や日ごろの訓練等)について、具体的に記載してください。

- 大規模災害等発生時の福祉避難所の運営についての取り組みとして、次の通り行っています。
- ・福祉避難所マニュアルを整備し、職員に周知しています。
 - ・福祉避難所マニュアルを活用した研修(机上訓練等・年1回)を行っています。また、震度5強以上の地震については、職員の参集を取り決めています。
 - ・栄区の企画する福祉避難所研修等に参加し、福祉避難所運営についての適切な取り組みができるように努めています。
 - ・防災備蓄については、横浜市から支給されたもの以外にも3日分の食料や飲料水等を確保しています。

イ 災害に備えるための取り組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取り組みについて、具体的に記載してください。

- 大規模災害(震災・風水害)に備えるため、次のような取り組みを行っています。
- ・横浜市や栄区が企画する防災関係の研修について積極的に参加します。
 - ・地域の防災拠点等で行われる防災訓練等に積極的に参加し、日ごろからのつながりを作ります。
 - ・栄区に所在している法人事業所が参加する合同会議を定期的開催します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組については、以下の通りです。

・地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所において、介護保険サービス事業所等の紹介をする際には、利用者に提供される情報が偏ることのないように、栄区内すべての事業所が掲載されている資料を用いて説明します。また、地域のインフォーマルサービスについても同様に資料を作成し情報提供をしています。

・地域活動交流事業における貸館事業については、横浜市が作成した横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに則り、公正に利用できるように努めています。また、広報紙等を利用して、定期的に貸館登録団体が増えるように周知に努めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法については、以下の通りです。

・毎年1回、利用者アンケート（貸館利用者、相談者、通所介護利用者等）を配布し、集計結果について分析し改善策を検討します。その改善策等については、運営協議会や広報等で周知し、実施します。

・苦情については、各事業に苦情解決責任者、苦情解決担当者を配置し対応します。また、ポスター、重要事項説明書等の掲示等によって苦情解決の仕組みについて情報提供し、申し立てをしやすいように努めています。

・法人に第三者委員を設けており、年1回意見交換会を開催し事業運営に努めています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護について…横浜市条例に基づき、個人情報保護マニュアルを作成し、職員全員に周知しています。さらに詳細な業務手順マニュアルを整備し、個人情報保護について研修を行い、情報漏洩に努めています。

情報公開について…ケアプラザに関わる事業内容等について、法人の作成するホームページで公開しています。その他「ワムネット」「かながわ福祉サービス振興会」「横浜市」「情報公表制度」等で事業所に関する情報をインターネット上で公開しています。前年度決算については、事業活動の紹介とともに法人発行の冊子「訪問の家だより」で公開しています。同じ情報について法人が作成したホームページでも公開しています。

人権尊重について…職員の意識啓発のため、人権啓発研修を行っています。(年1回)

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮…ヨコハマ3R夢プランを推進する為、ゴミの分別推進に関する委員および内部の各部門に担当職員を配置し、リサイクルの意識を高めています。雑紙、白紙、色紙等、ボックスを利用して分類し、再生紙利用に努めています。市民向けには資源循環局から依頼を受け、布・段ボール・雑紙等の資源回収ボックスを設置しています。その他、地球温暖化防止キャンペーンに則り、館内は夏28℃、冬22℃の維持をし、クールビズ、ウォームビズを推進しています。

男女共同参画…平成19年度に「よこはまグッドバランス賞」の表彰を受けるなど、男女が協力して働ける職場を目指しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の利用促進については、2つのアプローチがあります。既登録団体および未登録団体への働きかけと新規団体の設立支援です。前者については広報誌を利用した周知活動になります。年1回、貸館利用についてのお知らせを行い登録の呼びかけを行います。また、貸館団体意見交換会(年1回)では、施設利用についての意見を聞くと同時に貸館の空き状況(比較的空いている曜日、時間帯などの情報)についてお知らせします。新規団体の設立支援については、①地域課題の抽出→②講座の実施→③活動メンバーの募集というステップを経て活動グループの設立につなげています。

イ 総合相談について(高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供)

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

関係諸機関と連携しながら、高齢者：子ども・障害のある方など幅広い相談を受けられる体制をつくっています。

高齢者…地域包括支援センターをインテーク機関として置き、相談内容を振り分け適切なサービスや機関につないでいます。また、ボランティア活動などの紹介を希望するような活動的な高齢者については、地域活動交流事業が窓口となり活動紹介を行っています。

障害者…原則として地域包括支援センターをインテーク機関として置き、相談内容を振り分け適切なサービスや機関につないでいます。

子ども…原則として地域包括支援センターをインテーク機関として置き、相談内容を振り分け適切なサービスや機関につないでいます。

その他…館内にある「おもちゃ文庫事業」(月～金)10:00～12:00では、子育て経験者や保健センターなどで活動している保育協力者5名を支援者として常駐させ、育児の不安や悩みに対しての助言、専門相談機関の紹介や情報提供を行っています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域住民（生活者）の視点を第一に考え、地域包括支援センター3職種（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー）および生活支援コーディネーター、地域交流活動事業のコーディネーターが協力し、各々の事業や収集した情報について共有する会議を月に4回行っています。会議の視点として、地域で見守りの必要な方の情報共有および、新たな地域課題に対する実践活動に置いています。結果として、認知症カフェ、こころの悩みを抱えた人のサロン、認知症予防サロン、ポールウォーキング教室、豊かなシニアライフを考えるサロン、庭木の剪定ボランティアグループ等が立ちあがり活動を継続しています。関連施設との連携については、栄区役所の主催する研修会に参加し、他関連施設の活動から学びを得ています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域課題の解決に取り組む中で、情報共有の必要性が生じ、結果的に必要なネットワークが構築されていくと考えています。具体例を挙げれば、栄区福祉保健計画・地区別計画を進めていくためには情報交換を行う推進母体が必要となり、本郷中央地区支えあい連絡会や上郷西つながるプラン推進会議等のネットワークが生まれました。また、相模原障害者施設殺傷事件が起こったことを契機に福祉施設と地域住民の交流を深めようという機運が高まり、協働福祉講座が開かれ、本郷中央地域福祉施設ネットワークが立ちあがっています。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

誰もが健康で安心して暮らせる街を目指すという栄区の方針を踏まえ、栄区役所と協働して地域のみなさまの福祉保健活動を支援し、自主的な活動を促進しています。

区役所との具体的な連携についての場面として、地区支援チーム、地域運営補助金受託団体における事務局会議、個別ケースに関する合同カンファレンス、地域ケア会議等があり、さまざまな場面で情報を共有し、地域課題や個別ケースの課題、社会資源の開発等について協働しています。また、栄区が認証されているセーフコミュニティの取り組み（致命的な事故やけがは原因の究明により予防できる）に積極的に参加、協力しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

担当エリアでは、既に地域福祉保健計画・地区別計画の推進母体が活発に活動しており、その事務局を担当しています。また、地区別支援チームでは主な情報の提供役を担っています。

本郷中央地区支えあい連絡会…主に連合町内会および地区社協の二つの組織に属するメンバーが、3つの部会（高齢部会、福祉部会、防災部会）に分かれて所属し、テーマ別に活動を推進しています。また、その年度計画の進捗管理を幹事会が担っています。

上郷西つながるプラン推進会議…主に連合町内会、地区社協およびボランティアグループに所属するメンバーが3つの委員会（見守り検討委員会、街の活性化・交流委員会福祉部会、防犯・防災部会）に分かれて所属し、テーマ別に活動を推進しています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動についての共通した考えとして、自主事業は、当時者グループを形成して、まずは共催事業に移行する。続いて自主グループ化の支援を行うというプロセスを踏むようにしています。但し、多くの場合は、コーディネーター等が事務局としてそれぞれの活動に残り、継続性を担保しています。

高齢者の分野については、次の視点の取り組みがあります。

フレイル予防

(運動)…PWクラブ桂台（ポールウォーキングを通じた交流）

…トランスフィットネス教室（器具を用いた運動）

…美と健康のプログラム（シニア女性のアンチエイジンググループ）

(栄養改善)…栄養講座（シニア向けの低栄養予防教室の開催）

(交流・仲間づくり)…あおぞら会（配偶者を亡くした方のグリーンケアおよびピアグループ）

…ふくろうカフェ（シニアライフに起こる課題をお互いに語り合い、講座等を企画する）

(認知症・うつ・閉じこもり予防)

…3A・スマイルの会（認知症予防の取り組みである3Aアプローチを用いたグループ）

…N・Fの会、桂台カフェ（認知症の家族会および当事者会）

(趣味・生きがい)

…パソコンサロン（シニアの初心者対象のパソコンサロン教室。講師もシニア層から選抜）

子どもの分野については、次の取り組みがあります。

…おもちゃ文庫（就園前の子ども対象、子供の交流および親の交流を図ることを目的としています。育児についての悩みの傾聴や、助言のため、子育て支援者を置いてフォローしています）

…親子のふれあいタイム（遊びをとおして、親子のふれあいを深め、集団行動によってお友だちとの関わりの大切さを伝えることを目的に実施します）

…福祉教育（ケアプラザと小学校との交流事業、地域で共に生きることをテーマに体験学習する）

障害者の分野については、次の取り組みがあります。

…木曜サロン（こころの病の方や引きこもり体験のある方が語り合う集い）

…もくようカフェ（こころの病や引きこもり体験のある当事者が誰でも参加できるカフェを開催）

…花を植える会（ケアプラザ花壇の手入れを通して、障害のある方との交流を図る）

…朋オープンガーデン（障害のある方が中心となり、朋ガーデンを開放して地域交流を図る）

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

- ・貸館利用について、定期的に広報誌を活用し周知を図っている。
- ・地域課題に関連する講座を企画実施し、その後に具体的な実践活動を行うグループを立ち上げ、貸館登録団体を増やします。結果として利用促進につなげています。
- ・貸館意見交流会を開催し、登録団体に空き情報を提供しています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・よこはまシニアボランティアポイント研修会の開催…シニアボランティアの発掘のため、参加できる活動の幅を増やし、周知する事に力を注いでいます。
- ・デイサービスを活用したボランティア活動の促進…デイサービスを活用したボランティア活動のメニューを増やし、簡単にできるものから、専門的な知識が必要なものまで幅広い活動を提供できる体制を整えています。また、コーディネーターをデイサービスに配置しています。
- ・貸館登録団体へのアプローチ…ボランティア活動者を募集している団体をリスト化し、適宜紹介できる体制を整えています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

情報収集においては、次のとおり行っています。

ケアプラザ4事業（地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活体制整備支援事業、居宅介護支援事業、通所介護事業）が、それぞれ参加した会議、研修等によってさまざまな情報を収集します。その上で事業間の連絡会議を行い情報を共有します。また、横浜市や横浜市社協、栄区役所や栄区社協から送られてくる情報、その他の保健福祉関係情報誌等から得られた情報についても全部署に回覧し情報共有しています。

収集した情報についての地域への信については次の通りです。

- ・電子媒体…法人ホームページを活用し情報の発信を行っています。
- ・広報誌「地域交流プログラム」の発行…読者の対象を地域活動者とし、活動に役立つようなイベントや講座情報の他に特集記事の発信に努めます。また、そこで得た情報を地域で活用できるように促します。毎月1500部発行。

地域資源リスト…生活支援コーディネーターが作成する地域資源リストを活用し、内部の情報共有を行い、社会資源の開発に役立っています。また、各コーディネーター等が連携し新しい社会資源を把握し情報伝達をします。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

・生活支援体制整備事業においては、生活支援コーディネーターの配置1名となっていますので地域包括支援センターおよび地域活動交流事業への相談内容やその傾向を分析して、高齢者の生活ニーズを把握しています。また、担当地域のサロンやサービスB事業所、自治会訪問などを行いニーズ把握に努めています。

・担当エリアの本郷中央地区には地域福祉保健計画の推進母体である本郷中央地区支えあい連絡会があります。地域福祉保健計画推進の過程の中でも地域住民の声を拾い上げる形で常にニーズを意識して参加しています。さらに、地域ケア会議では把握したニーズを一步前進させた形で、課題分析を行い解決策について探っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

生活支援体制整備事業においては、生活支援コーディネーターの配置1名となっていますので地域包括支援センターおよび地域活動交流事業と連携して、社会資源の把握に努めています。また、担当地域のサロンやサービスB事業所、商業施設にある貸館スペース等を訪問し、実際に内容を確認しています。さらに、生活支援コーディネーター会議で把握した担当エリア外の社会資源についても見学等を行い新たな社会資源の開発につなげています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

平成29年度は地域アセスメント等から浮かび上がったテーマ「生活支援グループへの支援」平成30年度は「買い物支援」に対して、協議体を開催しました。協議体に至るステップとして、地域ケア会議で抽出された課題に対して、必要なメンバーを取集し協議体を設置して具体的な活動に結びつけるプロセスを踏みました。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

・空き家を活用したサービスB事業の取り組み…法人が申請母体となり、地域住民をボランティアスタッフとして登録し運営を行います。また、通常は誰もが利用できるカフェとしての事業を行います。現在は、月1回フリーマーケット&カフェを開催しています。

・買い物支援送迎サービス…地域ケア会議で議題となった「買い物困難」に視点を置き、エリア内のスーパー、介護老人福祉施設等と連携し、送迎付きの買い物サービスを提供しています。

・さかえグリーン協力隊…独居、高齢者世帯等が増え、庭木の管理が十分にできないというニーズを解決するために立ちあがったボランティア活動を継続しています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の身近な相談者として、高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人又はその家族等の相談を受けとめるとともに、適切な支援、もしくは関係機関等につなげることに努めます。また、対象別に現状の課題を挙げ、取り組み内容を考える必要があります。

・高齢者の相談においては、民生委員、自治会役員、NPO、インフォーマルサービス等と連携し適切な支援や関係機関等につなげる取り組みを行ないます。

・子どもの相談においては、併設されているおもちゃ文庫の機能を活用し、子育て支援者を置くことで対応を行っています。また、子育て支援者の会議で情報を共有しています。事業としては、貸館機能を利用していわゆる「子ども食堂」を自主グループが月1回開催しています。

・障害者の相談においては、いわゆる 8050 問題が現実的になってきており、これまで引きこもっていた方が、親を亡くし、さらに行き場を見出せないという問題が顕在化してきています。・栄区役所、ふれんず、生活支援センター、地域活動ホーム径等の関係機関と連携し、自助グループへの支援を行います。(木曜サロンやもくようカフェへの支援)

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で暮らし続けるために様々な取り組みを行っており、今後も継続していきます。

・担当地区における認知症ネットワークの支援を行い、認知症に対する理解の促進を図っています。

・若年性認知症の本人と家族を支えるプロジェクトに参加して、栄区6館の地域ケアプラザと行政、各関係機関と協働して本人家族のつどい(年3回)を開催しています。

・世代を問わず、地域のニーズに応じて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解を地域に広げています。

・認知症カフェを毎月1回開催し、当事者および家族の支援として認知症の理解を地域へ広げています。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者虐待については表面化しづらいことや慎重かつ迅速な対応が求められることが課題となっ

ています。未然防止および早期発見を目指し、他機関と協力しながら取り組みを行っています。

- ・栄区地域包括支援センター連絡会社会福祉士分科会で協力し、虐待防止出前講座を実施します。
(年1~5回程度)

- ・栄区虐待防止連絡会へ出席して研鑽します。(年1回)

- ・定例カンファレンス(月1回)、ネットワークミーティング(随時)を実施し、必要に応じて虐待防止に関する話し合いを行います。

消費者被害や詐欺被害等が多発している状況があります。未然防止のための情報共有や取り組みを行います。また、リスクの高い一人暮らしの認知症高齢者などには、被害を受けないように事前準備ができるように関わります。

- ・栄区地域包括支援センター連絡会社会福祉士分科会において消費者被害に関する情報共有をお行います。

- ・成年後見サポートネットに参加します。(年3回)

- ・成年後見制度等の権利擁護、終活に関する講座を実施します。(年3回程度)

- ・SAKAEシニアライフノートに関する出前講座を実施します。(年3回程度)

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

ケアマネジャーが、高齢者の生活全体を丸ごと(包括的)、どのような状態になっても切れ目なく(継続的)支えることができるケアマネジメントを実践することができるようにケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行っています。具体的には、民生委員やボランティアグループとサービス事業所の顔の見える関係作り、ケアマネジャーと医療との連携を支援します。

- ・ケアマネジャーと多職種をつなぐ勉強会を定期的に行います。(年3回)

- ・民生委員とサービス事業所との懇談会を行います。(年1回)

- ・新任ケアマネジャーの研修会を行います。(年1回)

- ・ボランティアグループとケアマネジャーとの懇談会を行い、情報冊子を配布します(年1回)

在宅医療・介護連携推進事業について

個別課題や地域課題の解決に向けて、医療機関と介護事業所等(個人、組織及び団体)が、その日常の中で、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を、互いに円滑に共有し、一体的な支援・サービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築できるように働きかけます。

- ・桂台ケアプラザエリアの薬局と包括職員、エリアで活動するケアマネジャーとの勉強会を年4回開催します。

- ・栄区在宅医療相談室との共催で、年1回ケアマネジャー向け勉強会を開催します。

- ・医療機関への入退院時支援を、医療機関と連携して行います。(随時)

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議、協議体を経て、平成 29 年度は、生活支援ボランティア「ミニボラ桂台」の立ち上げ支援、平成 30 年度は「買い物支援」の取り組みを行いました。今後もこのステップを活用し社会資源の創出を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

事業実施を行う人員の育成については月に 2 回の研修を行い、介護予防マネジメントのスキルアップを図っています。指定化預託介護支援事業者への業務委託については栄区内事業所の受け入れ状況を定期的に確認し、利用者、ご家族に情報提供を行っています。また、年 1 回は、委託事業所を訪問しいつでも相談できる関係を築くようにしています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当地域の高齢者が介護予防に関する正しい知識や情報を得るために自治会と協力し、自治会館等、徒歩で出かけられる身近な場所で介護予防普及講座を開催します。（栄養改善・口腔機能向上、ロコモ予防、認知症予防当）

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

ボランティアネットワーク（シニアのボランティアグループの集まり）を作り、定期的に情報交換を行っています。また、地域のサロンや体操グループの活動に参加し、地域ごとの社会資源を把握しています。年 1 回、ボランティアグループとケアマネジャー等の多職種が集まり懇親会を開いています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針は以下の通りです。

居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。適正な保健医療サービス及び福

社サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください

運営方針は以下の通りです。

事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

プログラム(例)は、以下の通りです。

8：30～10：00 ご自宅までの送迎サービス

看護師による健康チェック

10：30～ プログラム活動（選択制）

・ピアノを使用した音楽レク・健康体操・カラオケ・書道・生け花

12：00 昼食

13：00 フリータイム（絵手紙・手芸・麻雀・百人一首・音楽）

14：00 プログラム活動（選択制）

誰もが参加できるゲーム、音楽グループなどによる演奏会、舞踊、マジックなどの出し物等

15：00 おやつ、お茶、歓談

16：00 ご自宅までの送迎サービス

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

収支計画においては、収支バランスを保つため、コスト管理を重視しています。限られた収入の中で運営するため、人件費及び建物・設備の維持管理費、水道光熱費等、支出面の管理が重要です。

利用者サービスのための経費は、第一に清潔で利用しやすいケアプラザという目標から、設備の維持管理が大切になります。一方、施設の建設から20年が経過し、修繕に経費がかかることが増えているため、故障個所の早期発見に努めるとともに大規模修繕の必要な箇所は計画的に行います。具体的な対策としては、建物・設備管理委員会を設置し、月1回メンテナンスの計画を確認しながら遂行しています。令和元年度は、電気設備をLED照明に変更し電力料の節約に努めました。また、利用者アンケートや貸館意見交換会で備品等や研修・講座の企画等についても意見を伺い、利用しやすい環境づくりに配慮しています。

その他、福祉人材難により人材確保の困難さが増し、比例して採用時の経費が増大しているという状況がありますが、働きやすい環境を整え、職員研修等を充実させることで人材の定着に配慮しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

地域ケアプラザにおける目的に鑑み、福祉保健団体への利用を推進し、原則としているため、貸館の利用料金はありません。また、さまざまな講座等の企画において、原則として、横浜市役所および栄区役所等で作成した資料を活用しています。講師についても近隣で活躍している方を招聘しており、運営費を抑える工夫を行っています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

介護保険事業業務実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護予防支援件数(月平均)	199	204	215
居宅介護支援件数(月平均)	160	162	159
通所介護事業年間稼働日数	308	308	310
予防通所介護事業年間利用者数	1,549	1,711	1,632
通所介護事業年間利用者数	7,262	8,113	8,615

地域活動交流事業業務実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸館活動日数	347	347	347
貸館登録団体数	100	102	111
ボランティア活動者数(年間)	1,608	1,873	1,979
年間貸館団体利用件数	2,384	2,226	2,270
年間来館者数	18,500	19,057	22,096

地域包括支援センター業務実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	1,265	1,487	1,967
内訪問相談	225	286	378

【Ⅰ】利用者サービスの向上

- ✿施設利用案内は 4 部門毎に大きな文字と写真を多用し、高齢者にとって見やすく・分かりやすい活動情報を周知しています。
- ✿自主事業の園芸講座から発展して自立した活動グループ「栄グリーン協力隊」ができ、現在では活発に活動し、地域貢献しています。この例に倣って、自主事業は、最終的には自立を目標として、啓発的事業と発展的事業の 2 段階に分け展開しています。
自主事業実施時、アンケート調査を行い、振り返りの材料にし、次回の自主事業立案の参考にしています。
- ✿幅広く地域住民に施設を利用していただくためには、近隣住民や友人・知り合いなどへの口コミと共に多様な世代の住民自らが動いて、地域活動グループを立ち上げられるように支援を行い、新規の利用者開拓に取り組んでいることは、評価されます。

【Ⅱ】施設・設備の維持管理

- ✿ボランティアに維持管理されている美しい花壇（ウェルカムガーデン）が、バス通りに沿って、建物の外回りから玄関までのアプローチにかけて、繋がっており地域の住民の参加を呼びかける「花を植える会」も開催され、このケアプラザの和みと親しみやすさを利用者や地域の方々にもたらしめています。
- ✿玄関からケアプラザ内に入ると 2 階からつり下げられた、子どもが製作した大きな絵や「聞きかき文庫」が設置され、併設の地域活動ホームの利用者とケアプラザの利用者が、違和感なく交流しており、和やかな雰囲気を生み出していることは評価されます。
- ✿館内を細かく区切ったエリア毎に、環境整備担当制を設け、担当の職員に日常的なチェックと報告を義務づけ、異常の早期発見に繋がっています。また毎月、地域活動ホームとの合同の建物設備管理委員会を開き、施設の安全な利用や長寿命化に取り組んでいます。

【Ⅲ】緊急時対応

- ✿法人の各事業所に、セーフティマネジャーを配置し、安全行動の推進を目的に、定期的に会議を行い、啓発活動や安全行動推進のための実践活動を行い、ヒヤリハットや事故事例を検討し、事故防止チェックリストの作成を行い、各事業所にて研修などで共有化を図り事故防止に取り組んでいます。
- ✿年 2 回の防災訓練に加えて、特別避難場所の開設に関する D I G（災害図上訓練）を行ったり、原則として毎月、部門ごとに事務所内分会防災訓練を実施したりと、防災に対する準備が整い、意識が高いことは評価されます。
- ✿本郷中央地区支えあい連絡会の防災部会の事務局として、地域の防災意識の啓発に取り組み、防災マップの作成や防災講座の開催をするなど地域への防災活動にも寄与しています。

【IV】組織運営及び体制

- ✿職種によっては、個別の研修計画を作成しており、きめ細やかに人材を育成しようとしていたり、認知症ケア等の研修を幅広い職員に受講させることとしており、施設全体で利用者等に対するサービス向上を図るよう取り組んでいます。
- ✿月標管理制度を通じて、正規職員一人ひとりの課題について向き合うことができ、研修をその成長の一手段として捉えることを組織として確立しており、研修に参加しやすい環境が整っています。
- ✿通所介護の場を、地域住民がボランティア活動を通じて生きがいを見いだす居場所と位置づけ、元気なお年寄り向けに「七・五・三プロジェクト」(75歳になっても週3回のボランティア活動)を促進していることは評価されます。
- ✿職員間でサンキューカードを通じて、意欲を持って業務に臨めるように配慮しています。

【V】その他

- ✿安心して暮らせる地域社会づくり、健康ライフスタイルや障害者に力点を置いた事業は市の施策に寄与しています。地域ケア会議で地域活動の担い手としてボランティアの育成、出前講座や健康づくりを目的とした元気づくりステーションを設置など活発に活動しています。
- ✿横浜市の緑化事業に協力しています。緑と花のプロムナードは地域の憩いの場となり、施設管理のウェルカムガーデンは地域住民が主体となって庭の維持管理を行いボランティア活動の場として役立っています。
- ✿近隣のスーパーから、当ケアプラザに貸ルールの事業協力を請われ「園芸講座」「歌声喫茶」等を実施し、地域サービスに貢献しています。特に認知症予防対策(ケアボラ等)に力を入れ、安心して暮らせる福祉・保健活動を行っています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年4月1日～平成29年3月31日	100%
平成29年4月1日～平成30年3月31日	100%
平成30年4月1日～平成31年3月31日	100%

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市桂台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,461,365
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	120,000
事業費 (税込)		695,315
事務費 (税込)		1,290,400
管理費 (税込)	・ 光熱水費 ・ 施設維持管理費 (各種保守点検費)	5,600,998
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※ 2		△2,380,000
合 計		18,262,078

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)		
事務費(税込)		
合 計		5,731,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費)	25,906,999
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	967,725
事業費(税込)		61,715
事務費(税込)		381,600
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,458,605
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		29,532,644

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)		151,000
合 計		151,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,262,078	18,262,078	18,262,078	18,262,078	18,262,078
		生活支援体制 整備事業(b)	5,731,000	5,731,000	5,731,000	5,731,000	5,731,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,532,644	29,532,644	29,532,644	29,532,644	29,532,644
		一般介護予防 事業(d)	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000
		合計(a)～(d)	53,676,722	53,676,722	53,676,722	53,676,722	53,676,722
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	5,100,000	5,100,000	5,100,000	5,100,000	5,100,000
		居宅介護支援 事業	26,100,000	26,100,000	26,100,000	26,100,000	26,100,000
		通所系サービ ス事業	93,250,000	93,250,000	94,000,000	94,000,000	94,000,000
	その他収入	649,367	649,367	638,367	638,367	638,367	
	収入合計 (A)		178,776,089	178,776,089	179,515,089	179,515,089	179,515,089
内 訳	人件費	122,000,000	123,000,000	123,000,000	123,500,000	124,000,000	
	事業費	8,920,000	9,200,000	9,200,000	9,200,000	9,200,000	
	事務費	19,000,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000	
	管理費	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	
	消費税等	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	
	その他	9,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	
支出合計 (B)		175,220,000	175,500,000	175,500,000	176,000,000	176,500,000	
収支 (A-B)		3,556,089	3,276,089	4,015,089	3,515,089	3,015,089	

団体の概要

(令和 2年 2月 3日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうもんのいえ) 社会福祉法人 訪問の家
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒 247-0034 神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7 <small>※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)</small>
設立年月日	昭和 60年 12月 19日
沿革	<p>昭和 60年 12月 社会福祉法人「訪問の家」の設立認可がおける</p> <p>昭和 61年 4月 知的障害者通所更生施設「朋」を設立</p> <p>平成 5年 5月 「朋」内に「朋診療所」を開設</p> <p>平成 6年 3月 グループホーム「きゃんばす」を開設</p> <p>平成 6年 4月 横浜市根岸地域ケアプラザの運営委託を受ける 知的障害者通所更生施設「集」を設立</p> <p>平成 7年 12月 ふれあいショップ「さんぼみち」開店</p> <p>平成 8年 4月 地域作業所「CAN」のバックアップを開始</p> <p>平成 10年 4月 横浜市重度重複障害者デイサービス事業を開始</p> <p>平成 10年 5月 グループホーム「どりーむはんず」を開設</p> <p>平成 11年 5月 地域活動ホーム「径」を設立 横浜市桂台地域ケアプラザの運営委託を受ける</p> <p>平成 12年 4月 朋分場「CAN」を開設</p> <p>平成 13年 6月 障害者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設</p> <p>平成 14年 2月 グループホーム「アレグリア」を開設</p> <p>平成 14年 7月 グループホーム「ふおーびーす」を開設</p> <p>平成 16年 5月 訪問看護ステーション「さくら草」を開設 高齢者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設</p> <p>平成 16年 8月 グループホーム「ひいらぎ」を開設</p> <p>平成 17年 5月 グループホーム「からーず」を開設</p> <p>平成 18年 4月 グループホーム「トポス」を開設</p> <p>平成 18年 8月 グループホーム「オハナ」を開設</p>

	<p>平成19年 2月 グループホーム「コム」を開設</p> <p>平成19年 4月 「朋第2」を開設</p> <p>平成19年10月 地域活動ホーム「連」を設立</p> <p>平成23年 3月 さかえ次世代交流ステーションにて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援室 ・栄区後見的支援室「とんぼ」 ・学齢期の居場所「ぴっころんど」を開設 <p>平成24年 1月 グループホーム「ハイビスカス」を開設</p> <p>平成24年 6月 グループホーム「はびねす」を開設</p> <p>平成24年10月 横浜市多機能型拠点「郷」を設立</p> <p>平成25年 3月 グループホーム「ファイン西が岡」を開設</p> <p>平成26年 2月 「連 相談支援室」「障害者後見的支援室 絆」を開設</p> <p>平成28年 1月 法人設立30周年記念式典を開催</p> <p>平成28年 1月 指定特定相談支援事業所「PAC」開設</p> <p>平成28年 3月 グループホーム「ファイン鶴ヶ峰」開設</p>
事業内容等	<p><第二種社会福祉事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業の経営 ・地域活動支援センターの経営 ・相談支援事業の経営 ・移動支援事業の経営 ・老人居宅介護等事業の経営 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人介護支援センターの経営 ・障害児通所支援事業の経営 <p><公益事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所事業 ・地域生活支援事業 ・居宅介護支援事業 ・地域包括支援センター事業 ・地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 ・基幹相談支援センター事業 ・喀痰吸引等登録研修機関として介護職員等を対象とした研修の事業

	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
財務状況	総収入	2,180,503,364 円	2,295,815,528 円	2,195,244,292 円
	総支出	2,235,549,135 円	2,200,667,716 円	2,162,326,328 円
	当期収支差額	▲55,045,771 円	95,147,812 円	32,917,964 円
	次期繰越収支差額	402,030,079 円	497,177,891 円	530,095,855 円
	連絡担当者	【所 属】 横浜市桂台地域ケアプラザ 【氏 名】 XXXXXXXXXX 【電 話】 045-897-1111 【F A X】 045-897-1119 【E-mail】 katura-cp@houmon-no-ie.or.jp		
特記事項				